

青色申告

蒲田会報

No. 779

令和2年
4月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎 郎

令和2年2月27日
国 税 庁

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が 令和2年4月16日（木）まで延長されました

現在、全国の税務署においては、納税者の方が円滑かつ正確に申告書を作成していただけるよう、確定申告相談会場を開設し、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告相談に応じています。

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限（※）について、令和2年4月16日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても延長することとなりました。なお、所得税の延納の期日は、6月1日（月）で変更ありません。

（※）申告期限・納付期限

	従 来	延 長 後	振替納税の口座引落日
申 告 所 得 税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)
贈 与 税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)	制度なし

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

（還付申告の例）

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

蒲田税務署からのお知らせ

2020年度 国税専門官募集

国税専門官採用試験

【申込受付期間】 令和2年3月27日（金）～ 4月8日（水）

【第一次試験日】 令和2年6月 7日（日）

国税庁ホームページ Web-TAX-TV

（お問い合わせ先）蒲田税務署 電話 03(3732)5151

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

ワンポイント情報

青色申告者の帳簿書類の保存期間について
左記のとおり、令和元年分の帳簿等は令和9年まで保存義務があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、 売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など
書類	現金預金取引 等関係書類	7年 (前々年分所得 が300万円以 下の方は、5年)
	領収証、小切手控、預金通帳、 借用証など	
	取引に関して作成し、又は受領した上 記以外の書類(請求書、見積書、契約 書、納品書、送り状など)	5年

※保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間(又は5年間)となります。

都税だより

☆4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

◆対象

令和2年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者

◆内容

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

◆期間

4月1日(水)から6月30日(火)まで
(土・日・休日を除く)

◆時間

8時30分～17時

◆場所

土地・家屋が所在する区にある都税事務所
※納税通知書は6月1日(月)に発送予定です。
詳細は、主税局HPまたは土地・家屋が所在する区にある都税事務所にお問合せください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎お願い

廃業や引越し等で申告会への届出内容に変更がある場合は、事務局へご連絡ください。

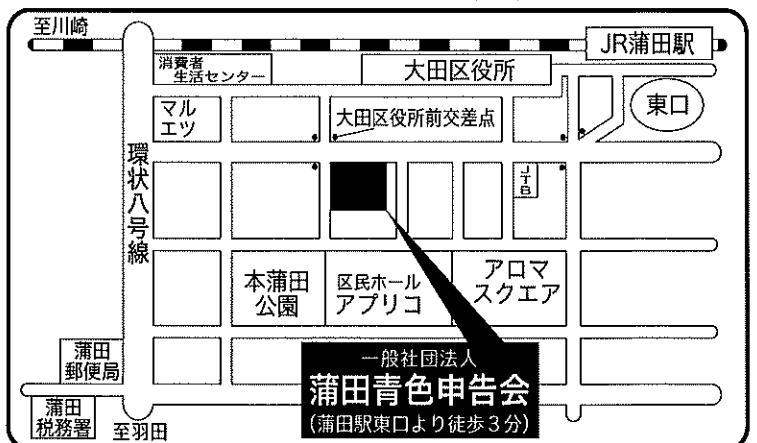
◎記帳方法等と青色申告特別控除について

記帳方法	内容	青色申告特別控除
複式簿記	事業所得者や事業的規模の不動産所得者が、取引を正規の簿記の原則により記帳し、損益計算書と貸借対照表を作成	65万円(最高)
簡易帳簿	簡易簿記で記帳や、小規模な不動産所得者など	10万円(最高)

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



確定申告の振替納税をご利用されている方へ

令和元年分の口座振替日は次のとおりです。前日までに預金残高をお確かめください。

- 申告所得税・・・5月15日(金)
- 消費税・・・5月19日(火)

なお、所得税の延納の期日は、6月1日(月)で変更ありません。

三月 事業報告

- 一八日 東青連常任役員会・東京青色申告会館
- 二六日 東青連理事会・東京青色申告会館
- 二七日 執行部会・事務局